

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-11)

政策名	共生社会政策																																		
施策名	障害者基本計画の策定・推進																																		
達成すべき目標	<p>【施策目標】障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。</p> <p>【中目標1】障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される</p> <p>【中目標2】地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される</p> <p>【中目標3】障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される</p>																																		
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。</p>																																		
	<p>【旧施策の実績・実施状況】</p> <p>(政策名/施策名)共生社会実現のための施策の推進/障害者施策の総合的推進</p> <p>(評価対象期間)平成30年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>・令和3年5月に「改正障害者差別解消法」が成立、同法の施行に向けて、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針の改定に当たり、障害者政策委員会の審議を経て「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を改定。</p> <p>・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町村の取組を後押しするため、課題整理などを支援する有識者等の派遣、地方公共団体による取組事例の報告会や地方公共団体の職員等を対象としたブロック研修会の継続的な開催、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料となるような相談対応ケーススタディ集を作成といった取組を実施。</p> <p>・障害者差別解消法の周知・啓発のためのリーフレット作成・提供、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を収集した「合理的配慮の提供等事例集」の作成・提供、障害者差別解消法のほか合理的配慮の提供や環境の整備の障害種別事例などをわかりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」の開設、行政機関等の相談窓口寄せられた具体例をデータベースとして公開。</p>																																		
施策の概要	<p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>・府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等</p> <p>令和5年3月に改定された「基本方針」に即して、府省庁等における職員対応要領、各主務大臣が作成した対応指針を改定。これらの改定に当たり、障害者差別解消法の規定に基づき、障害者団体や事業者団体からのヒアリングを内閣府主催により実施。また、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知するとともに、都道府県に対し、対応要領が未策定である市町村における策定に向けた情報提供等の協力依頼を実施。</p> <p>・相談対応マニュアルの整備</p> <p>障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資するような相談対応マニュアルを作成。関係省庁や地方公共団体に通知し、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>・相談窓口の試行</p> <p>令和5年10月から令和7年3月までの1年半の期間、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口で円滑につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施(令和5年10月から令和6年3月まで、相談対応件数 1,163件 うち自治体等取次案件 121件)。</p> <p>・地域協議会強化ブロック研修会の開催</p> <p>各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた確かな助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、令和5年度は6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催(参加者合計297人)。</p> <p>・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営</p> <p>「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」をはじめとした、「障害者差別解消法」により定められている事項などについて、イラストや動画で分かりやすく解説。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種別などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」を運営。その他、政府広報等により、障害を理由とする差別の解消に関する広報・啓発を実施。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況</td> <td>当初予算(a)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>91</td> <td>79</td> <td>108</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123	補正予算(b)	-	-	-	-	繰越し等(c)	-	-	-	-	合計(a+b+c)	124	118	122	-	執行額	91	79	108
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																															
予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123																														
	補正予算(b)	-	-	-	-																														
	繰越し等(c)	-	-	-	-																														
	合計(a+b+c)	124	118	122	-																														
執行額	91	79	108	-																															
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</p>																																		

施策目標(最終アウトカム)	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する								
中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される								
測定指標1【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	100%(令和9年度)	年度ごとの目標値	100%(令和9年度までの目標値)				△	
基準値(基準年度)	73.4%(令和4年)	年度ごとの実績値	76.6%						
中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される								
測定指標2【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	80%以上(令和9年度)	年度ごとの目標値	80%以上(令和9年度までの目標値)				△	
基準値(基準年度)	57.0%(令和4年)	年度ごとの実績値	60.7%						

参考指標1	マニュアル整備件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1件(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	1件				
参考指標2	相談窓口開設期間		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	5か月半				
参考指標3	研修会の開催回数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	6回				
中目標3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される							
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	65.0%(令和9年度までの目標値)				-
基準値 (基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値						
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	32.0%				
参考指標5	事例登録件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	134件				

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進捗が大きい
	(判断根拠) -
旧施策の評価結果	<p>障害者基本計画(第4次)の計画期間満了時点における成果目標の達成状況等を踏まえれば、一定の効果・進展がある。</p> <p>測定指標1関係: 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合 基準値 61.6%(平成29年4月)、実績値 73.4%(令和4年4月)</p> <p>測定指標2関係: 障害者差別解消支援地域協議会を組織している地方公共団体の割合 基準値 37.8%(平成29年4月)、実績値 57.0%(令和4年4月)</p> <p>測定指標3関係: 合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合 基準値 53.5%(平成29年8月)、実績値 64.7%(令和5年2月)</p>
評価結果 施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	<p>・測定指標1 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行について、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針を改定し、順次、府省庁等において公表を行っていること、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知したこと、その他、地方公共団体の職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。一方、町村を中心に対応要領未策定の地方公共団体が少なからず存在し、人員やノウハウの不足等を未策定の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p> <p>・測定指標2 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行が迫り、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する「相談対応マニュアル」を作成し、地方公共団体へ提供したこと、令和5年10月から令和7年3月までの1年半の間、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口である「つなぐ窓口」の試行的な実施、地方公共団体職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。</p> <p>・測定指標3 目標に対する実績値を集計できないところではあるが、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベースの運営、政府広報等による同サイトの広報・啓発、着実なデータベースの事例登録件数増加等により、内閣府が実施した意識調査によれば、「障害者差別解消法という法律について聞いたことがありますか」に対して「聞いたことがある」と答えた人の割合(参考指標4)は、令和4年度調査で20.6%だったところ、令和5年度調査では32.0%に増加しており、その効果は一定程度認められる。一方、町村を中心に地域協議会未設置の地方公共団体が少なからず存在し、人員不足や他の動向を見て検討する等を未設置の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p>
次期目標等への 反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上しているため、引き続き、府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等、相談対応マニュアルの整備、相談窓口の開設、地域協議会強化ブロック研修会の開催、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営等に取り組み、障害者基本計画(第5次)関連成果目標を踏まえた政策評価をすべく、次期においても「達成すべき目標」及び「測定指標」を維持。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	-
---------------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	測定指標1及び2; 障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査(令和6年3月) 参考指標4; インターネットによる共生社会に関する意識調査(令和5年7月)
-------------------------------	--

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当) ・参事官(障害者施策担当) 古屋 勝史	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	---------------------------------------	----------	--------